



満期戻火災保険

スーパージャンプ

住まいの保険を *Premium* に
プレミアム

安心の補償と、

満期返れい金がある

一時払火災保険です。

このパンフレットは、2025年4月1日以降に保険期間を開始するご契約を対象にしています。

安心の補償と、 満期返れい金がある一時払火災保険

特長 1

満期返れい金があります。



保険の対象 建物または家財 構造
保険金額1,000万円 保険金額の

一時払保険料
5,036,100円

保険期間

5年

特長 2

万が一、全焼してしまっても、
損害保険金に加えて…

全損時特別費用保険金 **500万円**
(全損時特別費用補償特約5口契約の場合)

をお支払いします。

全損時特別費用補償特約は、事故によりご契約が終了する場合に「保険金額×10%×ご契約口数」を保険金としてお支払いする特約です。

特長 3

建物が古くなっ
保険金額を全額

ご契約時の評価額(保険金額)
1,000万円の場合



※ 建物を再調達価額で評価したうえで、その評価額を保険金額としてご契約いただけます。



です。

耐火造(T構造) 用法 専用住宅
50%を満期返れい金とする場合

満期返れい金

500万円

(+契約者配当金)

でも、物価変動があっても
補償します。

数年後

全 焼



建物の経年劣化や事故時の再調
達価額に関わらず、
**保険金額1,000万円を
全額補償!**
※ 保険の対象が建物の場合に適用されます。

半 焼



保険金額1,000万円を限度に
損害額を
再調達価額で補償!

も く じ

ご契約に際しては
次の3つのステップで
内容をご確認ください

STEP 1

保険の対象と評価について

- ▶ 保険の対象について……………P3
- ▶ 評価と保険金額の
設定について……………P6

STEP 1

保険の対象と評価について

STEP 2

補償内容と地震保険について

- ▶ 補償内容について……………P7
- ▶ 特約について……………P9
- ▶ お支払いする保険金の
額について……………P11
- ▶ 地震保険について……………P13

STEP 2

補償内容と地震保険について

STEP 3

満期返れい金について

- ▶ 満期返れい金の
設定について……………P17
- ▶ ご契約保険料の参考例……………P18
- ▶ 満期返れい金のご注意……………P19

STEP 3

満期返れい金について

その他

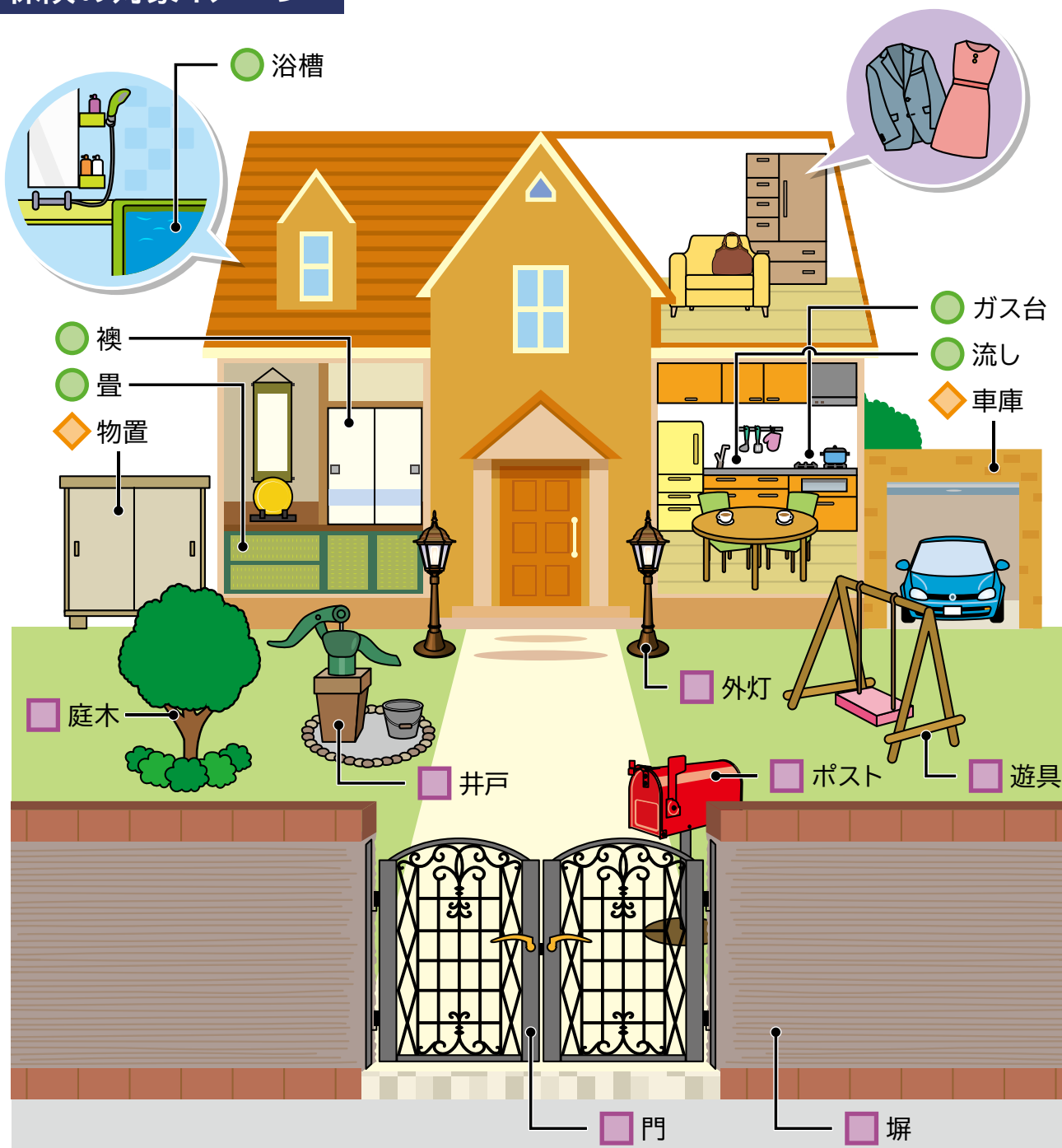
- ▶ ハウスアシスタンスサービス……………P20
- ▶ ご注意いただきたい点……………P21
- ▶ よくあるご質問……………P23
- ▶ 保険用語のご説明……………P24
- ▶ 保険金のお支払条件・
お支払方法……………P25

その他

保険の対象について

スーパージャンプでは、以下のものが保険の対象となります。

保険の対象イメージ



マークの説明

● 畳・建具等、建物設備

■ 屋外設備・装置

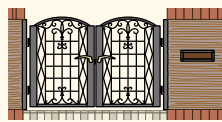
◆ 付属建物

保険の対象をお選びください

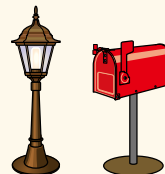
建 物

建物
屋外設備・装置
付属建物

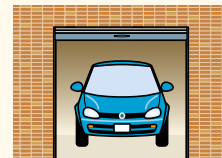
建 物



門・塀・垣



物干・外灯・ポスト

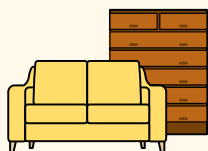


物置・車庫など

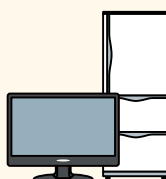
■ 屋外設備・装置

◆ 付属建物

家 財

家具
家電製品
衣類等

家 具



家電製品



衣 類



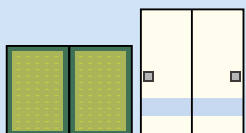
その他

建物と家財の両方を保険の対象とすることもできます。

※ 業務用の設備、装置、什器または備品についても、設備・什器等として保険の対象とすることができます。

保険の対象に含まれるもの

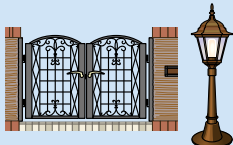
畳・建具等、建物設備



畳、建具その他これらに類する物、設備などで建物に付加したものは、建物契約の保険の対象に含まれます。

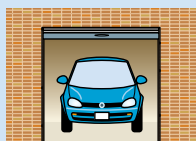
家財のみを保険の対象とすご契約で、建物と家財の所有者が異なる場合、被保険者が所有する生活用のものは、家財契約の保険の対象に含まれます。

屋外設備・装置



門、塀もしくは垣、外灯、庭木、遊具、井戸その他これらに類する敷地内に所在するものは、建物契約の保険の対象に含まれます。

付属建物



物置、車庫その他の付属建物は、建物契約の保険の対象に含まれます。

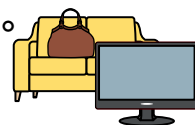
※ 設備・什器等を保険の対象とすご契約で、建物と設備・什器等の所有者が異なる場合には、被保険者が所有する業務用のものは、設備・什器等契約の保険の対象に含まれます。

※ 自動車は保険の対象に含まれません。

※ 擁壁ならびに土地の崩壊を防止するための構造物は保険の対象に含まれません。

Point

建物のみの火災保険では、家財の損害は補償されません。
家財の火災保険へのご加入をおすすめします。



● 建物と家財の両方を保険の対象とした場合

建物



補償されます。

家財



補償されます。

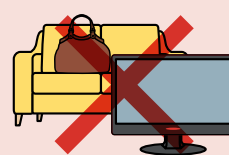
● 建物のみを保険の対象とした場合

建物



補償されます。

家財



補償されません。

Point

次のものは、保険証券に明記されていない場合、
保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

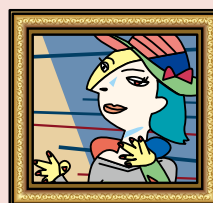


● 1個または1組の価額が30万円を超える次のもの

貴金属、宝玉および宝石



書画、骨董、彫刻物その他の美術品



※ 設備・什器等を保険の対象とするご契約の場合は、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物も保険証券に明記する必要があります。

Point

次のものは、家財として保険の対象に含まれません。

- 自動車
- 通貨、小切手、手形、電子マネー、乗車券等、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、仮想通貨その他これらに類する物
- 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材、機械、器具、工具、その他これらに類する物
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

※ 家財または設備・什器等を保険の対象とするご契約の場合は、盗難に限り、通貨、小切手、手形、電子マネー、乗車券等および預貯金証書も保険の対象に含まれます。

※ 設備・什器等を保険の対象とするご契約の場合は、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物は保険証券に明記することで、保険の対象に含まれます。

評価と保険金額の設定について

スーパージャンプでは、保険の対象を「再調達価額」基準で評価し、保険金額として設定します。
「再調達価額」いっぱいには保険金額を設定することにより、万が一の事故の場合でも、お支払いする保険金だけで修復・再築・再取得することができます。

建物の再調達価額の評価

「再調達価額」を算出するために、以下の方法があります。

算出した「再調達価額」を基準に建物の「協定再調達価額」を約定し、保険金額として設定します。

新築時の建築価額が
わかる場合

新築時の建築価額と物価等の価額変動率(建築費倍率)により算出します。

【算出のイメージ】

新築時の建築価額



価額変動率(建築費倍率)



建物の再調達価額

新築時の建築価額が
わからない場合

1㎡あたりの新築費単価と建物の延床面積(占有面積)により算出します。

【算出のイメージ】

新築費単価



延床面積(占有面積)



建物の再調達価額

家財の再調達価額の評価

(2024年10月現在)

お住まいの家財道具は
こんなに高額です！

家財の「再調達価額」は、「世帯主の年令」と「家族構成」によってお見積りできます。

下表の「家財の標準新価額表」を参考に「再調達価額」を算出し、保険金額として設定してください。

【家財の標準新価額表】

(単位:万円)

家族構成		夫 婦	夫 婦 + 子 供 1 人	夫 婦 + 子 供 2 人	夫 婦 + 子 供 3 人	独身世帯
世帯主の年令	25才前後 (25才未満を含む)	480	550	620	690	270
	30才前後	660	730	800	870	
	35才前後	940	1,010	1,080	1,150	
	40才前後	1,140	1,210	1,280	1,350	
	45才前後	1,300	1,370	1,440	1,510	
	50才前後 (50才以上を含む)	1,370	1,440	1,510	1,580	

※ 上表にない家族構成の場合は、家族構成「夫婦」の標準新価額に大人1人あたり120万円、子供1人あたり70万円を加算します。なお、「大人」とは18才以上の方をいい、「子供」とは18才未満の方をいいます。

※ 上表の「家財の標準新価額表」を参考に、実際の家財について総合的判断の上、必要な場合は標準新価額を調整することができます。

Point

1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、市場流通価額により保険金額を設定してください。



STEP 2

補償内容と地震保険

補償内容について

スーパージャンプでは、以下の事故が発生した場合に、損害保険金をお支払いします。

事故の種類

例えば…

保険の対象が
建物の場合

保険の対象が
家財の場合

1

火災・落雷
破裂または爆発

- 火災で家が焼失してしまった。
- 落雷で家電製品が壊れてしまった。

2

風災・^{ひょう}雹災・雪災

- 台風で家の窓ガラスが割れてしまった。
- 台風で割れた窓ガラスから雨が吹き込んで、家電製品が壊れてしまった。

6

^{じょう}騒擾または
労働争議等

- 群衆の集団行動によって家の窓ガラスを割られてしまった。
- 群衆が投げ込んだ瓶で家電製品が損害を受けてしまった。

7

盗難



- 泥棒によって家の窓ガラスを割られてしまった。
- 泥棒によって家電製品を盗まれてしまった。

事故の種類

例えば…

保険の対象が
建物の場合

保険の対象が
家財の場合

(注1)家財または設備・^{じゅう}什器等を保険の対象とする場合に、補償されます。
(注2)家財を保険の対象とする場合に、補償されます。

について

基本の補償内容

3

水災



- 集中豪雨によって床上浸水し、家が損害を受けてしまった。
- 土砂崩れが起きて、家具が損害を受けてしまった。

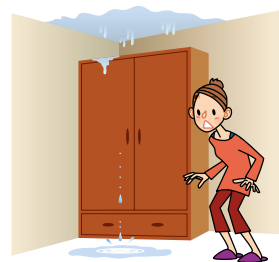
4

建物の外部からの
物体の衝突等

- 石が飛んできて、家の窓ガラスが割れてしまった。
- 車が衝突してきて、家具が損害を受けてしまった。

5

水濡れ



- 給排水設備が壊れて、床が水浸しになってしまった。
- マンションの上階から水漏れが起きて、衣類が汚れてしまった。

8

不測かつ
突発的な事故

- 誤って家具をぶつけてしまい、窓ガラスが割れてしまった。
- 誤って棚を倒してしまい、棚が壊れてしまった。

9

通貨、預貯金
証書等の盗難^(注1)

- 泥棒によって現金や通帳を盗まれてしまった。

10

持ち出し家財に
生じた損害^(注2)

- 旅行中、ホテルで旅行カバンを盗まれてしまった。

補償内容について

スーパージャンプでは、以下の費用保険金等をお支払いします。

費用保険金等の 種類

例えば・・・

1

災害時諸費用 保険金



- 火事で焼失した家の清掃費用に
- 火事で延焼した近所の見舞金に

2

地震火災費用 保険金



- 地震による火災で家が半焼した場合の修理費用に
- ※「地震保険」ではありませんので、ご注意ください。

特約について

スーパージャンプでは、以下の特約がセットされます。

全損時特別費用補償特約

万が一、全焼してしまっても、損害保険金に加えて・・・

◆ 保険金額 1,000万円 保険金額の50%を満期返れい金とする場合

全損時特別費用保険金 500万円

(全損時特別費用補償特約5口契約の場合)

をお支払いします。

- 全損時特別費用補償特約は、事故によりご契約が終了する場合に「保険金額×10%×ご契約口数」を保険金としてお支払いする特約です。保険金額の50%を満期返れい金とする場合は5口、保険金額の30%を満期返れい金とする場合は3口が自動セットされます。

※ この他に、植物特約、動物特約、保険料払込みに関する特約および契約者貸付に関する特約が自動セットされます。

について

費用の補償内容

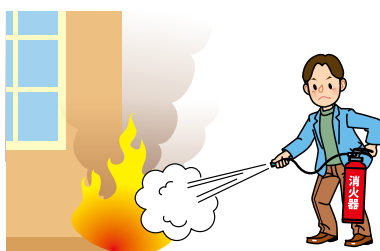
3

水道管修理費用
保険金

- 冬場に水道管が凍結した場合の修理費用に

4

損害防止費用



- 消火活動を行った後の消火薬剤の再取得費用に

5

全損時特別費用
保険金

- 家が全焼した場合の再築、再取得に関わる費用に
- 家が全焼した場合の工事期間中の仮住まいに関わる費用に

詳しい保険金のお支払条件・お支払方法についてはP25～26をご覧ください。

さらに安心！

地震保険

地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営しています。どの損害保険会社でご契約いただいても保険料、補償内容および損害認定基準等は共通です。

→ P13へ

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没または流失によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



地震による火災



地震による損壊



噴火による埋没



津波による流失

お支払いする保険金の額について

スーパージャンプでは、以下の算式により損害保険金をお支払いします。

損害保険金

建物の場合



【全損^(注1)の場合】

損害保険金

=

建物保険金額

【全損以外の場合】

損害保険金

=

損害の額(修理費)

ただし、損害保険金としてお支払いする額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とします。

家財の場合



損害保険金

=

損害の額(修理費)

ただし、損害保険金としてお支払いする額は、1回の事故につき家財保険金額または支払限度額^(注2)を限度とします。

(注1)全損とは、建物を復旧できないことまたは建物の損害の額が協定再調達価額に達したことをいいます。

(注2)盗難、不測かつ突発的な事故および通貨・預貯金証書等の盗難の場合には、保険金額とは別に支払限度額が設定されています。

Point

1回の事故でお支払いする保険金が、事故が発生した時点の保険金額に満たない限り、保険期間中に何度事故が発生しても保険金をお支払いします。

Point

スーパージャンプでは、建物が古くなっても、物価変動があっても全額補償します。



スーパージャンプでは、ご契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行ったうえで、その評価額を保険金額として設定し、保険金のお支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。

ご契約時の評価額(保険金額)

1,000万円の場合



※ 建物を再調達価額で評価したうえで、その評価額を保険金額としてご契約いただきます。

数年後

全 焼



建物の経年劣化や事故時の再調達価額に関わらず、
保険金額1,000万円を全額補償！

半 焼



保険金額1,000万円を限度に損害額を
再調達価額で補償！

について

保険金のお支払い事例

ご契約内容

- 用法：専用住宅
- 建物保険金額：2,000万円
- 全損時特別費用補償特約の口数：5口
- 満期返れい金：1,500万円
- 構造：耐火造(T構造)
- 家財保険金額：1,000万円
- 満期返れい金支払割合：50%

CASE
1

台風によって建物と車庫の屋根が破損した。
また、屋根が破損したことで雨が吹き込み、建物内の家財が損害を受けた。

損害の額

- 建物の損害の額(再調達価額による屋根の修理費) …………… 300万円
- 家財の損害の額(再調達価額による家財の修理費) …………… 100万円



お支払いする保険金の額

- 建物の損害保険金 **300万円** = 建物の修理費
- 家財の損害保険金 **100万円** = 家財の修理費
- 災害時諸費用保険金 **120万円** = $(300万円 + 100万円) \times 30\%$ (支払限度額500万円)

お支払いする
保険金の合計額 **520万円**

CASE
2

保険期間の開始から3年後に火災が発生し、
建物と建物内の家財が全焼して復旧できない状態となった。

損害の額

- 建物の損害の額(協定再調達価額) …………… 2,000万円
- 家財の損害の額(再調達価額) …………… 1,000万円



お支払いする保険金の額

- 建物の損害保険金 **2,000万円** = 協定再調達価額
- 家財の損害保険金 **1,000万円** = 再調達価額
- 災害時諸費用保険金 **500万円** = $(2,000万円 + 1,000万円) \times 30\%$ (支払限度額500万円)
- 全損時特別費用保険金 **1,500万円** = $(2,000万円 + 1,000万円) \times 10\% \times 5口$

お支払いする
保険金の合計額 **5,000万円**

なお、保険契約終了の返れい金として、**87,240円**もお支払いします。

地震保険について

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没または流失によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営しています。どの損害保険会社でご契約いただいても保険料、補償内容および損害認定基準等は共通です。

地震保険の補償内容

事故の種類

例えば・・・

保険の対象が
建物の場合

保険の対象が
家財の場合

①

地震による火災



- 地震による火災で建物が半焼してしまった。
- 地震による火災で家具が焼失してしまった。

②

地震による損壊



- 地震で家が倒壊してしまった。
- 地震で家電製品が倒れて壊れてしまった。

③

噴火による埋没



- 地震による噴火で家が損害を受けてしまった。
- 地震による噴火で家具が損害を受けてしまった。

④

津波による流失



- 地震による津波で家が流されてしまった。
- 地震による津波で家具が流されてしまった。

事故の種類

例えば・・・

保険の対象が
建物の場合

保険の対象が
家財の場合

Point

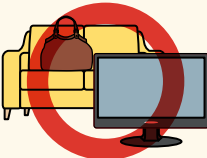
地震保険をご契約されない場合は、地震・噴火・津波による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火・津波による火災損害(地震・噴火・津波による延焼損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。

について

保険の対象

地震保険の対象は、「**居住用の建物**(住居のみに使用されている建物および併用住宅)」または「**家財**」です。

● 保険の対象に含まれるもの

建 物	家 財
	

● 保険の対象に含まれないもの

- 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

貴金属、宝玉および宝石	書画、骨董、彫刻物その他の美術品	設備・什器等
		

保険金額の設定

保険金額は**スーパージャンプの保険金額の30～50%の範囲内**で設定してください。

ただし、他の地震保険契約と合算して、**建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額**となります。

保険の対象	適用単位	限度額
建 物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物について	5,000万円
家 財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財について	1,000万円



スーパージャンプには、ご希望されない場合を除き、地震保険をセットでご契約いただきます。地震保険を単独でご契約することはできません。

地震保険について

保険金のお支払い

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、地震保険金額の一定割合を保険金としてお支払いします。「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	認定の基準				お支払いする 保険金の額	
	建 物		家 財			
全 損	主要構造部の損害額が	建物の時価の 50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価が限度)
大 半 損		建物の時価の 40%以上 50%未満	家財の損害額が	建物の延床面積の 50%以上 70%未満	家財全体の時価の 60%以上 80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価の60%が限度)
小 半 損		建物の時価の 20%以上 40%未満		建物の延床面積の 20%以上 50%未満	家財全体の時価の 30%以上 60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価の30%が限度)
一 部 損		建物の時価の 3%以上 20%未満		床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の 10%以上 30%未満

- 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金額が12兆円(2024年10月現在)を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減される場合があります。

保険期間

地震保険の保険期間は、スーパージャンプの保険期間と合わせて、5年でご契約いただきます。
なお、スーパージャンプの保険期間の途中から地震保険を追加することも可能です。

警戒宣言が発令された場合について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません。

割引制度

地震保険については、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下、「対象建物」といいます。)が下表の適用の条件を満たす場合は、所定の割引が適用されます。割引の適用には所定の確認資料の提出が必要です。なお、割引は重複して適用することはできません。

割引の種類	割引率	適用の条件	必要な確認資料
免震建築物 割引	50%	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下、「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する場合。	●品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(注1)により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写)^{(注2)(注3)(注4)} ●独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)^(注3)
耐震等級 割引	耐震等級3 50%	●対象建物が、品確法に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合。 ●対象建物が、国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合。	●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)^(注5)および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写)^(注4)
	耐震等級2 30%		
	耐震等級1 10%		
耐震診断 割引	10%	対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合。	●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)^(注6)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) ●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)
建築年 割引	10%	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合。	●建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等^(注7)が発行^(注8)する書類(写) ●宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写) ●登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書(写)または建物引渡証明書(写)(ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。)

(注1)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。

(注2)例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)
- ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)または「長期使用構造等である旨の確認書」(写)
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)など

(注3)以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。

- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注4)以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

- ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合
- ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合

(注5)認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

(注6)平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

(注7)国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

(注8)建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

満期返れい金の設定について

スーパージャンプでは、ご契約いただく保険金額の50%または30%を満期返れい金として設定します。いずれの場合も保険期間は5年、保険料の払込方法は一時払です。



保険の対象 建物または家財 用法 専用住宅

保険金額 1,000万円 保険金額の50%を満期返れい金とする場合



保険の対象 建物または家財 用法 専用住宅

保険金額 1,000万円 保険金額の30%を満期返れい金とする場合



1回の事故でお支払いする保険金が、事故が発生した時点の保険金額に満たない限り、保険期間中に何度事故が発生しても満期返れい金をお支払いします。



資産運用等の結果、剰余が生じた場合には、満期時に満期返れい金に加えて契約者配当金をお支払いします。

剰余が生じなかった場合または満期返れい金をお支払いできない場合には、契約者配当金もお支払いできません。

ご契約保険料の参考例

保険料算出条件

- 保険の対象の所在地：東京都
- 保険の対象：建物
- 用法：専用住宅
- 構造：耐火造または木造
- 満期返れい金支払割合：50%または30%
- 保険料の払込方法：一時払
- 保険期間：5年間

満期返れい金支払割合50%の場合

保険金額	保険料		満期返れい金
	耐火造（T構造）	木造（H構造）	
1,000万円	5,036,100円	5,080,800円	500万円
1,500万円	7,554,150円	7,621,200円	750万円
2,000万円	10,072,200円	10,161,600円	1,000万円
2,500万円	12,590,250円	12,702,000円	1,250万円
3,000万円	15,108,300円	15,242,400円	1,500万円

満期返れい金支払割合30%の場合

保険金額	保険料		満期返れい金
	耐火造（T構造）	木造（H構造）	
1,000万円	3,056,200円	3,105,400円	300万円
1,500万円	4,584,300円	4,658,100円	450万円
2,000万円	6,112,400円	6,210,800円	600万円
2,500万円	7,640,500円	7,763,500円	750万円
3,000万円	9,168,600円	9,316,200円	900万円

※ 上記の保険料は全損時特別費用補償特約の保険料を含みます。

※ 地震保険をご契約される場合、別途地震保険料が必要です。

※ 上記の保険金額は参考例です。実際にご契約いただく際は、保険の対象を適正に評価し、保険金額を設定します。

※ 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の用法が「併用住宅」または「住宅以外」で、満期返れい金支払割合が30%である場合は、保険料は上記の参考例と異なります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

満期返れい金のご注意

ご契約の中途終了・失効の場合について

- ① 建物、家財または設備・什器等の損害保険金^{（注1）}が支払われる場合で、その損害額がそれぞれ1回の事故につき、それぞれの保険金額の100%に相当する額以上となったときは、ご契約は損害の発生した時に終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできなくなります。
- ② 建物、家財または設備・什器等を譲渡した場合^{（注1）}または滅失した場合^{（注2）}は、ご契約は失効し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできなくなります。
（注1）保険契約も併せて譲渡した場合を除きます。
（注2）①の場合を除きます。

解約・失効返れい金について

- ① 解約・失効の条件によって、解約日または失効日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金または失効返れい金を返れいします。なお、上記「ご契約の中途終了・失効の場合について」①に該当する場合の失効返れい金のごくわずかなです。詳細は満期戻火災保険普通保険約款別表2をご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ② 始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

「現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約されるときには、ご契約者にとって不利益となる事項があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合がありますので、ご注意ください。

- （1）多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は、払い込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- （2）新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項
 - ① 新たにお申込みされる保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率等が解約される現在のご契約と異なることがあります。
 - ② 新たにお申込みされる保険契約については、商品内容が現在のご契約と異なることがあります。現在のご契約を解約され、新たな保険契約をお申込みされた場合、以後は新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。



契約者貸付制度で、必要資金をご用立ていたします。

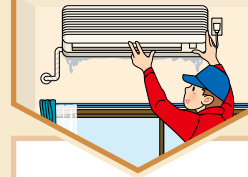
一時的に資金がご入用となった場合には、ご契約は有効なまま弊社の定める範囲内で資金をお貸しする契約者貸付制度がご利用いただけます。資金の用途について制限はありません。なお、ご契約が終了となる保険金または満期返れい金のお支払いの際にこの貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いてお支払いします。

24時間365日受付!

ハウスアシスタンスサービス

30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。

※ 部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客様のご負担となります。

① 水廻りの トラブル 	② カギの トラブル 	③ ガラスの トラブル 	④ エアコンの トラブル 	⑤ 給湯器の トラブル 
住居内の排水の詰まり、トイレの詰まり、配管からの水漏れ、漏水などの点検・調査・応急処置を行います。	住居の玄関カギを忘れたり、無くしてしまった場合に対応するサービススタッフを手配します。	住居内のガラス破損時の破片の片付け・養生作業・清掃をサポートします。	住居内のエアコンの室内ホース詰まりによる水漏れなどのトラブル時に応急処置・状況確認を行います。	住居内の給湯器トラブルにより、お湯が出ない、追いだきが出来ないなど、給湯器の設定などの確認・応急処置を行います。

サービスの対象となるご契約	スーパージャンプ(満期戻火災保険)のご契約
サービスをご利用いただける方	スーパージャンプ(満期戻火災保険)のご契約者または被保険者の方
サービスの対象となる建物	スーパージャンプ(満期戻火災保険)のご契約において、保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物のうち、居住の用に供する部分 ^(注1)
サービスの対象となる期間	保険証券記載の保険期間(ご契約期間)
サービスの対象となる地域	日本国内全域 ^(注2)

(注1) 併用住宅の店舗部分など、居住の用に供しない部分はサービスの対象外となります。

(注2) 一部地域(離島など)では、ご利用できない場合があります。

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

● 受付時間: 24時間・365日

● 携帯電話からもご利用いただけます。

※ サービスのご利用は、事前に楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルにお電話いただくことが条件となります。

※ ご提供するサービスは、弊社が委託しているアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※ 地域・時間帯・交通事情・気象状況などにより、サービスの着手にお時間がかかる場合やサービスをご提供できない場合があります。

※ サービスの内容は、予告なく変更または中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

※ ハウスアシスタンスサービスの詳細は、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)に掲載の「ハウスアシスタンスサービス利用規定」をご覧ください。

告知事項

- ① 保険の対象(保険をつける物)の所在地
- ② 建物種類・性能、用法、面積、職作業
- ③ 他の保険契約等

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるものです。ご契約者または被保険者には、告知事項について事実を正確にお知らせいただく義務(告知義務)があります。申込書に記載された内容のうち、この項目が事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

他の保険契約等のご契約がある場合、ご契約いただけない場合がありますので、ご注意ください。

通知事項

通知事項とは、告知事項に関して変更等が生じた場合、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知いただくものです。ご契約者または被保険者には、通知事項について事実を正確にご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

保険料の自動振替貸付制度のご注意

保険料の自動振替貸付制度とは、払込済保険料の一定の範囲内で未払込保険料相当額を自動的に貸し付け、保険料の払込みに充当する制度です。スーパージャンプには、保険料の自動振替貸付制度は適用されません。

満期返れい金、契約者配当金および各返れい金の税金

スーパージャンプは、個人・個人事業主の場合、満期返れい金(各返れい金を含みます。以下同様とします。)および契約者配当金と基本契約払込保険料の差益は源泉分離課税の対象になります。^(注1)

この場合、満期返れい金および契約者配当金から源泉分離課税を差し引いた額を返れいします。

税額は次のとおり計算されます。

税額 = {(満期返れい金 + 契約者配当金) - 基本契約払込保険料の総額} × 20.315%^(注2)

(注1) (満期返れい金+契約者配当金)が基本契約払込保険料の総額を超えない場合は、源泉分離課税の対象となりません。

(注2) 内訳は所得税15.315%、地方税5%です。平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉徴収すべき所得税額に2.1%の税率を乗じて求めた復興特別所得税も併せて源泉徴収されます。

事故発生の場合

この保険で補償される事故が発生した場合は、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルまたは取扱代理店にご連絡のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。ご連絡が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますので、ご注意ください。

事故の受付は「**楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル**」または「**取扱代理店**」へ

楽天保険の
総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

● 受付時間:24時間・365日

● 携帯電話からもご利用いただけます。

だきたい点

ご契約にあたってのご注意

- ① このパンフレットは「スーパージャンプ(満期戻火災保険)」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご契約にあたっては、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」「重要事項説明書」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明ください。
- ② 保険料払込みの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、ご確認ください。
- ③ 保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
- ④ 家財を保険の対象とするご契約で、次のものは、申込書に明記されていない場合、保険の対象となりません。
 - ・ 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ⑤ 保険期間が1年を超えるご契約の場合、お申込みの撤回またはご契約の解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- ⑥ 弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ⑦ ご契約手続きの日から1か月以上経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ながら弊社までお問い合わせください。
- ⑧ 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。
- ⑨ ご住所を変更するとき、他の保険契約・共済契約を締結するとき、建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき、建物の構造または用法(用途)を変更するとき、引越し等により家財を他の場所に移転するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ⑩ 補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金、満期返れい金および解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率の変更が行われた場合は、満期返れい金および解約返れい金等が80%を下回ることがあります。なお、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

よくあるご質問

Q 満期返れい金支払割合が50%と30%で選べるそうですが、それぞれどう違うのですか？

A



満期返れい金支払割合が50%の場合は、保険金額の50%を満期返れい金として設定します。満期返れい金支払割合が30%の場合は、保険金額の30%を満期返れい金として設定します。いずれも補償の内容は同じですが、満期返れい金支払割合が大きいほど積み立てられる保険料が大きくなります。

Q 50万円のダイヤの指輪を持っています。スーパージャンプの契約時にこのことを申し出なかった場合、補償されないのですか？

A



1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、ご契約時にお申し出いただき、保険金額を設定していただかないと保険の対象に含まれません。

Q 事故があって損害保険金を受け取りました。まだ保険期間は残っていますが、保険契約はどうなりますか？

A



事故により受け取られた保険金が保険金額未満の場合、保険契約は継続しますのでご安心ください。ただし、1回の事故により、損害の額が保険金額の100%に相当する額以上となった場合には、ご契約は終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。この場合、保険金をお支払いしたうえで、保険契約終了の返れい金をお支払いします。

Q 保険の対象の建物や家財が地震によって全損となった場合、スーパージャンプの保険契約はどうなりますか？

A



保険契約は失効となります。なお、保険契約が失効した場合、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできませんが、代わりに失効返れい金をお支払いします。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

Q スーパージャンプでは「地震火災費用保険金」の補償がありますが、地震保険にも加入しなければなりませんか？

A



「地震火災費用保険金」では、地震・噴火・津波を原因とする火災で半焼以上となったときに、300万円を限度に保険金額の5%をお支払いしますが、地震による被災後の生活の安定のために地震保険へのご加入をおすすめします。

保険用語のご説明

このパンフレットで使用している保険用語のご説明です。なお、「重要事項説明書」および「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」にも保険用語のご説明が記載されていますので、ご確認ください。

用 語		定 義
か	家財	生活用動産をいいます。なお、明記物件は明記された場合のみ家財に含みます。
き	協定再調達価額	建物および門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物について、再調達価額を基準として当会社とご契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券記載の額をいいます。
こ	ご契約者 (保険契約者)	ご契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
せ	設備・什器等	設備、装置、什器または備品をいいます。
そ	損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいいます。ただし、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	① この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の保険の対象または保険の対象以外の物の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 ② この保険契約にセットされた特約により補償される損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
と	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
ふ	普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険金	事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。
	保険金額	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
ま	満期返れい金	保険契約が満期日まで有効に存続し、保険料の払込みをすべて終えている場合に弊社からご契約者に対して満期時に支払われる金銭をいいます。
め	免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
も	持ち出し家財	保険の対象である家財のうち、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財をいいます。

保険金のお支払

事故の種類		損害保険金をお支払いする主な場合
①	 火災・落雷・破裂または爆発	火災、落雷、破裂または爆発により、建物や建物内に収容される家財等が損害を金をお支払いします。
②	 風災・雹災・雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、雹災または豪雪による雪の重み、落下等による雪災により、建物や建物内に収容される家財等が損害を受けた場合に、損害保険金
③	 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により、る家財等が損害を受け、その損害の状況が次のいずれか(注1)に該当する場合に、損害ア. 協定再調達価額または保険価額の30%以上の損害が生じた場合 イ. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じた場合
④	 建物の外部からの物体の衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくは接触により、建物や建物内に収容される家財等が損害を受けた場合に、損害
⑤	 水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故溢水により、建物や建物内に収容される家財等が損害を受けた場合に、損害保険金
⑥	 騒擾または労働争議等	騒擾等の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為により、建物家財等が損害を受けた場合に、損害保険金をお支払いします。
⑦	 盗難	盗難により建物や建物内に収容される家財等が盗取、損傷または汚損の損害を金をお支払いします。
⑧	 不測かつ突発的な事故	「① 火災・落雷・破裂または爆発」から「⑦ 盗難」までの事故以外の偶然な事故収容される家財等が損害を受けた場合に、損害保険金をお支払いします。
⑨	 通貨、預貯金証書等の盗難(注2)	建物内において、通貨、小切手、手形、電子マネー、乗車券等または預貯金証書の損害が生じた場合に、損害保険金をお支払いします。
⑩	 持ち出し家財に生じた損害(注3)	日本国内において「① 火災・落雷・破裂または爆発」から「⑧ 不測かつ突発的な事故」までの事故により、持ち出し家財等が損害を受けた場合に、持ち出し家財保険金をお支払いします。

(注1) 保険の対象が設備・什器等である場合は、イ. の場合に限りです。(注2) 家財または設備・什器等を保険の対象とする場合に、補償されます。

費用保険金等の種類		費用保険金等をお支払いする主な場合
①	 災害時諸費用保険金	「① 火災・落雷・破裂または爆発」から「⑧ 不測かつ突発的な事故」までの事故は設備・什器等の場合は「⑦ 盗難」までの事故により、損害保険金が支払われる
②	 地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災収容される家財が損害を受けた場合にお支払いします。
③	 水道管修理費用保険金	建物や家財を収容する建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これをします。
④	 損害防止費用	火災または破裂・爆発の事故で損害の発生または拡大の防止のために必要また場合にお支払いします。
⑤	 全損時特別費用保険金	「① 火災・落雷・破裂または爆発」から「⑧ 不測かつ突発的な事故」までの事故(保険の対象の場合は「⑦ 盗難」までの事故)により、損害保険金が支払われ、保険契約が終了する

条件・お支払方法

	お支払いする損害保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
受けた場合に、損害保険	損害の額 (保険金額限度)	◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
事故もしくは雪崩 ^{なだれ} による をお支払いします。	損害の額 (保険金額限度)	◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失または盗難による損害
建物や建物内に収容され 保険金をお支払いします。	損害の額 (保険金額限度)	◆保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
もしくはその積載物の衝突 保険金をお支払いします。	損害の額 (保険金額限度)	◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
に伴う漏水、放水または をお支払いします。	損害の額 (保険金額限度)	◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
や建物内に収容される	損害の額 (保険金額限度)	◆核燃料物質に起因する事故による損害
受けた場合に、損害保険	損害の額 保険金額限度 (貴金属等は100万円限度)	◆保険の対象の欠陥によって生じた損害
により、建物や建物内に	損害の額 建物は保険金額限度 (家財、設備・什器等は100万円限度)	◆保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害
いずれかの盗難によって	損害の額 通貨等は30万円限度 (預貯金証書は300万円限度)	⑧ 不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。
事故」によって持ち出し	損害の額 (100万円限度)	◆保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害
		◆詐欺、横領によって保険の対象に生じた損害
		◆土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
		◆風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
		◆保険の対象である家財等の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
		◆次に掲げる物に生じた損害 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等、移動体通信端末機器および携帯型電子機器ならびにこれらの付属品、自転車および原動機付自転車等、動物および植物など

(注3)家財を保険の対象とする場合に、補償されます。

	お支払いする費用保険金等の額
(保険の対象が家財または 場合にお支払いします。	損害保険金×30% (500万円限度)
により、建物や建物内に	保険金額×5% (300万円限度)
修理した場合にお支払い	費用の実費 (10万円限度)
は有益な費用を支出した	費用の実費
が家財または設備・什器等 場合にお支払いします。	保険金額×10%×口数

詳しくは、「重要事項説明書」および
「ご契約のしおり(普通保険約款
および特約)」をご参照ください。



！ ご注意

住宅修理サービス
などのトラブルに
ご注意ください！

「保険金が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または当社にご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。



弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は
お客様相談センター

0120-115-603

- 受付時間:午前9時～午後6時(年末年始は除きます。)
- 携帯電話からもご利用いただけます。
- 一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

- 受付時間:24時間・365日
- 携帯電話からもご利用いただけます。

弊社との間で問題を解決できない場合には
(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 (有料)

- 受付時間:平日午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは以下の直通電話へおかけください。

東京 03-4332-5241 近畿 06-7634-2321

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

楽天損害保険株式会社

●お問い合わせ先

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>